

## 空き家の家財道具の処分に補助

### 空家バンク活用促進事業補助金

空家バンクの登録物件に対して、家財道具処分費用の一部を補助します（着工前に申請が必要）。

- ▶対象者／空家バンクに物件登録のある空き家の所有者（継続して1年以上登録する意思のある者に限る）で、市税等を完納している人
- ▶対象空家家／空家バンクに登録のある物件
- ▶対象事業／大垣市一般廃棄物収集運搬許可を受けている業者に作業を依頼し、空家バンク登録物件の家財道具を処分する費用  
※交付決定を受けた年度の2月末日までに作業を完了し、実績報告が必要
- ▶補助額／対象工事費用の2分の1（上限10万円）
- ▶問合せ／住宅課（☎47-8184）へ

## 空き家の取り壊しに補助

### 空家等除却支援事業補助金

市内にある空き家の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助します（着工前に申請が必要）。

- ▶対象者／空き家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
- ▶対象空家家／市内にある個人所有で状態の悪い空き家（現地調査あり）※対象要件は市HPに掲載
- ▶対象工事／市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告が必要
- ▶補助額／対象工事費用の3分の1（上限30万円）※空き家の状態・規模・所在地によって拡充あり
- ▶問合せ／住宅課（☎47-8184）へ



## 吹付けアスベスト 調査や除去などに補助

アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物（取り壊し予定も含む）を対象に、吹付けアスベストの含有調査や除去工事の費用の全額または一部を補助します。

吹付けアスベストの使用が疑われる箇所を発見した場合は、早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は、除去工事をご検討ください。

- ❖申込／12月28日までに、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ❖問合せ／同課（☎47-8436）へ

事業区分	補助対象※	補助額	募集件数
アスベスト含有調査に要する費用	①延べ面積が1,000㎡以上の建築物	費用の全額 【上限25万円】	1件
	②延べ面積が300㎡以上の集会場、ホテル、旅館、飲食店、物販店舗など		
	③住宅（附属車庫、附属物置は除く）		
アスベスト除去などに要する費用（代替材の施工費用などを含む）	すべての建築物	費用の2/3以内 【上限200万円】	1件

※建築物石綿含有建材調査者が実施する含有調査や同調査者の計画に基づく除去工事で、令和6年1月31日までに完了するもの（申請前に、市職員による現場確認が必要）

## 生け垣・花壇の設置に補助します

緑化に取り組む団体・個人に次の補助金を交付しています。申請をお考えの際は、事業実施前に公園みどり課（☎47-8409）へ。

### 生け垣設置事業補助金

- ❖対象／市の基準を満たす生け垣を新たに設置する団体・個人
- ❖補助金額／補助対象事業費の2分の1以内で、上限7万円  
※ブロック塀を取り壊す場合は、上限10万円

### 花壇設置等事業補助金

- ❖対象／市の基準を満たす花壇（地植え花壇、プランター花壇など）を新たに設置し、草花を植栽する団体・個人
- ❖補助金額／上限10万円（材料費など）



事業を利用して設置された花壇

## 通学路のブロック塀などの撤去に補助

小中学校の通学路に面するブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

大規模地震によるブロック塀などの倒壊事故を未然に防止するため、ぜひご活用ください。

- ❖申込／12月28日までに、建築指導課で配布の事前相談書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ❖問合せ／同課（☎47-8436）へ



対象者	対象工事	補助額	募集件数
ブロック塀などの所有者または管理者	市内にある、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、小中学校の通学路に面しているものを撤去する工事	「撤去工事費の2分の1」の額、または「撤去する塀の延長(m) × 1万円」の額のいずれか少ない額 【上限20万円】	30件 (先着順)

### 地震に備えて！

## 耐震診断などに補助

耐震診断や耐震改修費用などの全額または一部を補助します。大規模地震による被害を抑えるため、ぜひご活用ください。

- ❖申込／12月28日までに、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ❖問合せ／同課（☎47-8436）へ



事業区分	補助対象	補助額	募集件数	
木造住宅	耐震診断	費用の全額 (無料で診断を受けることができます)	46戸	
	耐震改修設計	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 地階を除く階数が3階以下のもの ※丸太組構法や国の認定を受けているプレハブ工法の住宅を除く	費用の1/3以内 【上限10万円】	1戸
	耐震改修工事	耐震補強の構造評点などにより異なります 【上限110万円】※	3戸	

※構造評点0.7の改修の場合の上限は84万円